

3

全国介護保険・高齢者保健
福祉担当課長会議からの
周知事項について

全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料

平成 30 年 3 月 6 日 (火)

厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 目次

【総務課】

1. 文書量半減の取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(参考資料)
1. 平成30年度老健局関係予算(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

【介護保険計画課】

1. 第7期介護保険事業(支援)計画の策定と進捗の管理について・・・・・・・・ 35
2. 保険者機能強化推進交付金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
3. 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について・・・・・・・・ 38
4. 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について・・ 50
5. 地方分権改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
6. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等
等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
7. 介護保険事業状況報告の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
(参考資料)
1. 「見える化」システム実行管理機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
2. 平成30年度における保険者機能強化推進交付金(市町村分)について・・・・・・・・ 62
3. 平成30年度における保険者機能強化推進交付金(都道府県分)について・・・・・・・・ 80
4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と
介護保険制度との適用関係等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
5. 新旧対照表(案)(第1号被保険者数の見直し平成30年4月月報～)・・・・・・・・ 98
6. 新旧対照表(案)(食費・居住費に係る負担限度額認定の見直し平成30年4月月報～)・・ 99
7. 新旧対照表(案)(サービス受給者数等の見直し平成30年6月月報～)・・・・・・・・ 101
8. 新旧対照表(案)(高額介護等サービス費の見直し平成30年6月月報～)・・・・・・・・ 117
9. 新旧対照表(案)(高額介護等サービス費の見直し平成29年度年報)・・・・・・・・ 118
10. 新旧対照表(案)記載要領(月報、年報)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
11. 介護給付費財政調整交付金の適正な交付等及び財政安定化基金の運営について・・ 152
12. システム改修事業費補助金の執行に向けた留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158

【高齢者支援課】

1. 介護施設等の整備及び運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
2. 有料老人ホーム等の適正な整備及び運営の推進について・・・・・・・・・・・・ 173
3. 高齢者虐待防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
4. 養護老人ホーム・軽費老人ホーム等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
5. 特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について・・ 201
6. 福祉用具・住宅改修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
7. 介護ロボットの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212

【総務課介護保険指導室】

1. 指導監督業務の適切な実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
2. 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について・・・・・・・・・・・・ 231
3. 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について・・・・・・・・・・ 233
(参考資料)
1. 介護サービス事業所に対する指導・監査結果の状況及び介護サービス事業者の業務管理体
制の整備に関する届出・確認検査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237

【総務課認知症施策推進室】

1. 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の改定について・・・・・・・・・・ 285
2. 認知症初期集中支援推進事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 288
3. 認知症疾患医療センターの整備の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290
4. 診療報酬改定(認知症関連)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 291
5. 認知症地域支援推進員の資質の向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298
6. 若年性認知症施策の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
7. 認知症高齢者等の成年後見制度等の権利擁護に関する施策について・・・・・・・・ 305
8. 高齢運転者の交通事故防止対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 310
9. 認知症高齢者等の医療・介護に携わる人材育成のための研修について・・ 314
10. 認知症サポーターの地域での活躍推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 318
11. 行方不明認知症高齢者等に対する見守りの取組について・・・・・・・・・・・・ 319
12. 認知症の人の視点に立った認知症施策の推進について・・・・・・・・・・・・ 321
13. 認知症施策に関する平成30年度予算案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 323
(参考資料)
1. 認知症疾患医療センターの整備状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 329
2. 認知症地域医療支援事業における研修実施状況調べ・・・・・・・・・・・・・・・・ 337

3. 認知症介護実践者等養成事業実施状況調べ①	339
4. 認知症介護実践者等養成事業実施状況調べ②	340
5. 若年性認知症支援コーディネーター設置事業実施都道府県一覧	341
6. 各都道府県における「成年後見制度利用支援事業」実施状況（高齢者）	342
7. 認知症サポーター等養成状況	343

【振興課】

1. 介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の推進等について	354
2. 地域包括支援センターの機能強化について	364
3. 平成30年度地域支援事業交付金予算案について	367
4. 家族を介護する者に対する相談支援の実施等について	371
5. 生活援助中心型の担い手の拡大等訪問介護の見直しについて	372
6. 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）について	375
7. 介護支援専門員の資質向上等について	381
8. 地域密着型サービスの市町村域を越えた利用について	392
9. 介護事業所の業務効率化に向けた取組みについて	395
10. 介護サービス情報の公表に係る事務・権限の指定都市への移譲等について	400
11. 地方分権改革について	401
12. 地域における高齢者の健康・生きがいがづくりの推進について	404
13. 東日本大震災の被災地における介護等のサポート拠点運営事業について	411

（参考資料）

1. 地域支援事業実施要綱（新旧対照表）	415
2. 地域支援事業交付金交付要綱（新旧対照表）	449
3. 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（新旧対照表）	463
4. 地域包括支援センターの設置運営について（新旧対照表）	519

【老人保健課】

1. 平成30年度介護報酬改定の主な事項について	531
2. 介護療養型医療施設等から介護医療院等への移行状況の把握のためのお願いについて	548
3. 平成30年度4月以降の要介護認定制度等について	550
4. 在宅医療・介護連携の推進について	554
5. 効果的な介護予防手法の横展開について	557
6. 介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の実施について	560

（参考資料）

1. 平成30年度介護報酬改定における各サービス毎の改定事項について	565
2. 【新旧対照表】要介護認定等の実施について（案）	708
3. 【新旧対照表】介護認定審査会の運営について（案）	711
4. 認定調査員テキスト2009 平成30年4月版改訂箇所について（案）	712
5. 介護認定審査会委員テキスト2009 平成30年4月版改訂箇所について（案）	713
6. 平成30年4月1日以降の要介護認定制度等について（事務連絡）	715
7. 介護認定審査会の簡素化等に係るQ&A（事務連絡）	718
8. 会計検査院「平成28年度決算検査報告」における不適切に支払われた介護給付費について	721

【社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室】

1. 福祉・介護人材確保対策等について	725
---------------------	-----

【職業安定局雇用開発企画課介護労働対策室】

1. （公財）介護労働安定センターとの連携について	747
2. 職場定着支援助成金について	754

【内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局成年後見制度利用促進担当室】

1. 成年後見制度利用促進法に基づく国の基本計画推進に向けて	759
--------------------------------	-----

【国土交通省住宅局安心居住推進課】

1. 居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）に対する居住支援について	769
-------------------------------------	-----

【内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付高齢社会対策担当】

1. 高齢社会対策大綱について	777
-----------------	-----

【保険局医療介護連携政策課】

（参考資料）

1. 医療・介護分野における地方自治体職員向けの研修	783
----------------------------	-----

高齢者支援課

ンクラー整備支援事業等に支援を行うこととしている。

(ii) スケジュール

国庫補助協議額の状況をふまえて早期に内示する予定で検討中である。

(2) 介護施設等の防災対策等への取組について

○ 介護施設等の防災対策の推進について

特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護施設等の耐震化の状況については、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」（平成 28 年 3 月末時点の状況調査。）の調査結果によると、全国での耐震化率は 94.2%となっており、一部の介護施設等においては未だ耐震化が図られていない状況にある。

国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画や国土強靱化アクションプランでは、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされており、また、南海トラフ地震や首都直下地震等が想定されることを踏まえれば、できる限り早期に全ての介護施設等の耐震化を完了するようお願いしたい。

また、介護施設等のスプリンクラー設置が平成 27 年 4 月から原則として全ての介護施設等に対して義務づけられ、平成 30 年 3 月末日をもって経過措置が終了することから、平成 30 年 4 月以降、特別養護老人ホーム等の施設種別については、ハード交付金による支援を終了する。一方で、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等に対しては、引き続き、支援を行うこととしている。なお、老人福祉法第 29 条第 1 項に基づく届出を行っている有料老人ホーム（いわゆる未届の有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームを除く。）を除く）について、補助対象としているので、念のため申し添える。

支援の対象としては、要介護 3 以上の入所（居）者が施設全体の定員の一定割合以上であることを目安としてこうした施設に対し支援を行っていく予定であるが、平成 29 年度においては、予算額の範囲内で、要介護 3 以上の入所（居）者が施設全体の定員に占める割合等を勘案して採択しているもので、参考とされたい。

○ 社会福祉施設等における防火安全対策等の徹底について

本年 1 月 31 日、北海道札幌市の高齢者等が入所する施設において火災が発生し、11 名の入所者が死亡するという大変痛ましい事故が発生した。

高齢者を始め、避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本年 2 月 2 日付け「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」（平成 30 年 2 月 2 日子子発 0202 第 1 号・社援総発 0202 第 1 号・障企発 0202 第 1 号・老総発 0202 第 2 号、厚生労働省子ども家庭局子

育て支援課長等連名通知)を踏まえ、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火、避難、通報体制の確保等防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、管内の社会福祉施設等の管理者を始め、関係各方面に対し、改めて周知徹底をお願いする。

○ 社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成27年8月20日27文施施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。)により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成29年11月24日子子発1124第1号・社援保発1124第1号・障企発1124第1号・老推発1124第1号・老高発1124第1号・老振発1124第1号・老老発1124第1号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長等連名通知)を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

○ 社会福祉施設等における被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、これまでも各都

道府県においてこれらの情報を収集し、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

熊本地震を始め、台風による水害など、近年多くの自然災害が発生している状況を踏まえ、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、都道府県、指定都市、中核市あて「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日雇児発 0220 第 2 号・社援発 0220 第 1 号・障発 0220 第 1 号・老発 0220 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）を発出し、情報収集の対象となる施設種別を明確化するとともに、被災状況に係る報告様式について、記載内容の明確化・簡略化を図るなどの見直しを行っている。

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストの未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急にご対応をお願いします。

○ 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、これまでも吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところであるが、平成 28 年 5 月に、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われ、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト等のみならず、アスベスト含有保温材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされたことから、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 2 号・社援発 0930 第 12 号・障発 0930 第 2 号・老発 0930 第 13 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）を発出し、改めてアスベスト含有保温材等を含めた使用実態調査を実施することとしたところである。また、同勧告の中で、一部の自治体において、これまでの使用実態調査が適切に行われていない事例や、アスベスト使用建材に関する分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていない事例が見られたことから、改めて使用実態調査の適切な実施と、施設に対する指導を要請するよう指摘がなされているところである。

各都道府県等におかれては、利用者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

○ 社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について

社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用にあたっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について」（平成 28

年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知)において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続き、ご協力をお願いしたい。

(3) ユニットケアに関する研修について

ユニットケア施設管理者研修及びユニットリーダー研修については、「平成27年度以降の「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について」（平成27年4月22日老高発0422第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により実施いただいていたところである。

平成29年6月に「「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について」（平成29年6月1日老高発0601第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を発出し、受講内容について、施設での実践をとおり振り返りが行えるようなカリキュラムに見直しを行った他、講義の一部については、e-Learningで実施可能であるといった変更を加えた上で、平成30年4月1日より施行することとしており、同実施要綱に基づき適切な研修が実施できるよう準備をお願いしているところである。

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）におかれては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催や受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いする。

ユニットリーダー研修は、都道府県等が自ら行うほか、都道府県等が適切と認めた団体に委託することができる。この場合、都道府県等は、研修受託団体の研修に対する理念や研修実施体制、研修内容等を十分に把握し、必要に応じて適切な指導を行うとともに、研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設の選定を行う際には、担当職員が現地調査に立ち会う等、積極的に関与していただき、研修の質の確保に努めていただきたい。

なお、都道府県等の判断により、研修を複数の団体に委託することも可能である。この場合、都道府県等は、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成、管理するとともに、研修受講希望者が混乱しないよう、研修を実施する団体や日程等について事前に情報提供を十分に行っていただきたい。

また、一つの施設を複数の都道府県等又は研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設として指定することは差し支えないが、適切な研修を実施するため、研修日程の調整や当該研修実施施設における入所者及び職員への負担などに関して、関係者において適切に調整願いたい。研修の実施に当たっては、研修受講者の利便性を鑑み可能な限り職場から近い場所で研修を受講できるよう、ユニットリーダー研修実地研修施設の確保についてご配慮いただきたい。

(4) 介護施設等における感染対策等について

介護施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止並びに事故発生の防止及び発生時の対応については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

ア インフルエンザについては毎年冬期に流行を繰り返し、一般的に若年層と比

較し感染症に対する抵抗力が低いといわれる高齢者が集団で生活する場である介護施設等では、集団感染の発生のおそれがあり、十分な注意が必要である。都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成 29 年 11 月 27 日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

- ・厚生労働省ホームページ「平成 29 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>
- ・インフルエンザ Q & A (平成 29 年度)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>
- ・国立感染症研究所感染症疫学センターホームページ
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>
- ・インフルエンザ施設内感染予防の手引き
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策については、今冬も介護施設等における集団感染が発生しており、適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、介護施設等に対し適切な予防対策を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

(参考)

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成 29 年 12 月 27 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成 19 年 12 月 26 日付雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・ノロウイルスに関する Q & A
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000129187.pdf>

ウ その他、多数の高齢者が利用する介護施設等においては、感染症が集団発生しやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 268 号）に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

(5) 特別養護老人ホームの入所の判断基準について

特別養護老人ホームの入所については、昨年3月に、「「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について」（平成29年3月29日老高発0329第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を発出し、施設への入所に関する具体的な指針の作成について、

- ① 施設は、入所申込みの書類に、特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容を申込者側に丁寧に説明し、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを記載してもらうこと
- ② 申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこと

を示したところ。こうした指針の作成と運用の取扱いについて、適切に対応していただくようお願いしたい。

また、介護保険サービスについては、被保険者の選択に基づいてサービスを提供するものであり、こうした原則を踏まえた上で、特別養護老人ホームにおいては、基準省令上、介護の必要の程度と家族等の状況を勘案し、入所の必要性が高いと判断された者から入所させるべき旨、規定している。複数の自治体において、他の自治体に立地する特別養護老人ホームに対し、施設建設等に係る補助金を支払い、自らの住民を優先的に入所させるベッドを確保する事例があるとされているところであるが、この取扱いについては、以下のとおりとされたい。

特別養護老人ホームの優先入所については様々な形態があるところであるが、補助金の有無にかかわらず、ある自治体が管外に立地する特別養護老人ホームにおいて、入所申込者の介護の必要の程度等を考慮せずに、居住地のみをもって入所できるようにしているなど、自らの住民しか入所できない排他的な優先入所枠を設けることについては、介護保険法の趣旨に照らし、不適切であると考えられる。

他方、優先入所の取扱いを行う場合については、まず、当該自治体と特別養護老人ホームが所在する自治体との間での協議を行うとともに、原則として介護の必要

の程度と家族等の状況を勘案して入所の必要性を判断することとしつつ、特別養護老人ホームの所在自治体が入所指針に評価への勘案方法等を規定した上で、ある自治体に居住するか否かを考慮するような場合までは、介護保険法の趣旨を逸脱しているとは言えないと考えられる。

各自治体においては、サービスを必要とする入所者に適切なサービス提供体制が整備されるよう、特別養護老人ホームへの入所の判断について、適正な指導・監督を行っていただきたい。

(6) 介護保険施設における身元保証人等の取扱について

平成29年1月に消費者委員会より「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」が報告されたところである。

これを受けて、平成29年度老人保健健康増進等事業において介護施設等での身元保証人等に関する実態把握を行っているところであり、今後、報告書も公表する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、平成28年3月の全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議でも周知したところであるが、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。

また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人がいないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱を行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。

事務連絡
平成24年5月25日

各 { 都道府県 } 福祉担当部 殿
指定都市 住宅担当部
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて

平成24年3月、茨城県内の有料老人ホームにおいて、入居者の方が、亡くなってから相当の期間が経過してから発見されたという案件があったことは誠に遺憾です。

今般、この案件については、当該有料老人ホームの設置者において、原因の究明と再発防止に係る取組みが検討され、その結果について、茨城県を通じて厚生労働省まで情報提供がありました。(別紙参照)

有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(以下「有料老人ホーム等」という。)の入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、貴管内における有料老人ホーム等の運営者に対して、別紙の内容を参考に、事故原因の調査と再発防止策の策定について、指導の徹底をお願いいたします。また、再発防止策が適切に実施されているかどうかについても確認するよう、お願いいたします。

また、事故が発生した有料老人ホーム等については、今後、下記のとおり、情報提供について御協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 有料老人ホーム

イ 情報提供体制の整備

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付け老発第0718003号。以下「指針」という。)」において、その指導上の留意点を示しているところですが、当該指針に関しては、平成24年3月16日付け老発0316第1号により一部改正を行い、有料老人ホーム設置者に対する事故発生の防止及び発生時の対応に係る規定を追加したところです。

当該改正の趣旨を鑑み、貴団体に対して有料老人ホーム設置者から、入居者に対す

る処遇に係る事故報告があった場合には、すみやかに厚生労働省老健局高齢者支援課まで情報提供をお願いいたします。

なお、入居者に対する処遇に係る事故としては、入居者の生命・財産等が脅かされる事例として、以下のような事案が想定されます。

- ・入居者の死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）
- ・入居者に対する虐待
- ・有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- ・有料老人ホームにおける火災事故
- ・地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷

ロ 情報提供の内容

① 事故の発生時点

- ・事故の発生日
- ・事故が発生した有料老人ホームの名称、住所、届出の有無
- ・当該有料老人ホーム設置者の名称
- ・事故の概要

② 事故後の再発防止策の策定時点

- ・事故の原因に係る調査結果
- ・当該調査結果を受けて行う再発防止策の内容

ハ 連絡先（厚生労働省）

- ・厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林
電話番号：03-5253-1111（内線 3981） 03-3595-2888【夜間直通】
FAX 番号：03-3595-3670

2. サービス付き高齢者向け住宅

イ 情報提供体制の整備

サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生した場合についても、有料老人ホームと同様に、情報提供をお願いいたします。なお、サービス付き高齢者向け住宅については、厚生労働省と国土交通省の共管となっておりますので、両省に情報提供をお願いいたします。

ロ 連絡先（厚生労働省・国土交通省）

- ・厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林
電話番号：03-5253-1111（内線 3981） 03-3595-2888【夜間直通】
FAX 番号：03-3595-3670

・国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係 細萱・原口
電話番号：03-5253-8111 (内線 39855) 03-5253-8952 【夜間直通】
FAX 番号：03-5253-8140

【連絡先】

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林

電話番号：03-5253-1111 (内線 3981) 03-3595-2888 【夜間直通】

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係 細萱・原口

電話番号：03-5253-8111 (内線 39855) 03-5253-8952 【夜間直通】

茨城県内の有料老人ホームにおける事故及び再発防止について

1. 事案の概要

- ・平成24年3月24日、入居者と電話連絡がとれなかった親族からの依頼を受けて、当該有料老人ホーム設置者の職員が室内を確認し、死亡している当該入居者を発見。
- ・医師による検案では、死因は急性心不全と推定。
- ・新聞受けに残されていた新聞の日付より、3月17日を死亡日と推定。

2. 事案の原因

- ・入居者より「自立した生活をしたいため、干渉してほしくない」という要望があり、以下のような状況となっていた結果、当該入居者と職員及び他の入居者との関わりが薄くなっていたことが原因と考えられる。
 - イ 独立した専用玄関を有する居室で生活していたこと
 - ロ 食事、居室清掃・洗濯等の日常家事を入居者自身が行っていたこと

3. 再発防止策

イ 入居契約等における取組み

- ・自立の入居希望者に対して、入居者のプライバシーを尊重しつつ最低限度の安否確認及び見守りを行うことを条件に入居契約を締結する。
- ・入居者から、入居後に安否確認等を拒否されるようになった場合は、入居者本人及び身元引受人と具体的な対応方法を協議する。

ロ 見守り体制の強化

- ・健康管理、食事、施設内のレクリエーションの際に、入居者の様子を観察する。
- ・一定時間人の動きがないと通報される生活リズムセンサーを居室のドア、トイレ等に設置する。特に、今回の事故が起きた居室は専用玄関を有しているため、今後の入居契約においては、職員による定期的な安否確認や状況確認の受け入れを契約上で義務付ける。
- ・入居者のプライバシーを重視しつつ、入居者の日常的な行動（声の張り、歩行時の足取り、食事の食べ残し等）から得られた情報を職員が相互に共有することで、入居者の心身に係る状態を適時把握し、適切な施設サービス提供のアセスメントとして取り入れる。

ハ リスクマネジメントの強化

- ・今回の事故を教訓に、職員の教育に努め、施設サービスの向上を図る。
- ・地方公共団体や、全国有料老人ホーム協会への報告を徹底し、指導・助言を真摯に受けながら適正な運営を行う。

3. 高齢者虐待防止について

- 高齢者虐待については、平成27年度に全国で約1万6,400件の高齢者虐待事案が発生し、年々増加傾向にある。高齢者虐待はあってはならないことであり、極めて遺憾な事態である。

このため、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実・強化が急務と考えており、「平成27年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」（別紙）を踏まえ、引き続き高齢者虐待防止対策に取り組んでいただくようお願いしたい。

- 現在、厚生労働省において、高齢者虐待対応マニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」の改訂作業を進めており、今年度末までに各自治体へお送りする予定である。

また、厚生労働省の補助事業において、死亡事案等の高齢者虐待における重篤事案の事例分析を踏まえた効果的な事後検証の手法等について検討しており、同じく年度末までに冊子等を各自治体へお送りする予定である。

高齢者虐待への迅速かつ適切な対応や、将来起こりうる虐待の未然防止に向けた再発防止のための事後検証等を行っていくうえで、今後の参考にされたい。

- 高齢者虐待防止等に取り組むための高齢者権利擁護等推進事業について、次のとおり見直しを行った上で、平成29年度から実施しているので、積極的にご活用いただき、市町村への支援をお願いしたい。

【主な見直し内容】

- ・事業の柱立てを見直し、「介護施設・サービス事業者」、「市町村」、「地域住民」の対象別に構成することとした。
- ・メニューを見直し、①施設長等向けの研修に「施設職員のストレス対策」、「介護相談員（※1）等の外部の目の活用」等の内容を追加、②市町村職員向けの研修を新設し効果的な対応事例を横展開、③市町村における高齢者虐待防止のための

ネットワーク構築等の支援（※2）、④地域住民への通報・相談窓口の更なる周知徹底、を行うこととした。

- また、毎年、都道府県及び市町村のご協力をいただき、高齢者虐待防止法の対応状況調査を実施しているところであるが、例年、7～8月に実施している調査時期について、来年度は4月下旬～6月に前倒しする形で変更したいと考えているので、ご協力をお願いします。（調査期間は、現状の3～4週間から5～6週間に延長する予定。）
- さらに、LGBTのような性的指向・性自認を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、措置入所等が必要な場合に、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう、市町村へご周知いただきたい。
- 高齢者虐待防止法では、住民に最も身近な行政主体である市町村が、第一義的に虐待の通報を受け、高齢者の保護や養護者の支援等の役割を担うこととされている。一方、都道府県は、介護保険法や老人福祉法の権限行使をはじめ、広域的な観点から市町村に対する必要な助言、高齢者を分離保護するための居室確保、専門的人材の育成等を行うことが求められている。このため、市町村と都道府県とが緊密に連携し、共同して適切に対応し、高齢者の権利擁護に努められるよう、併せてお願いします。

（※1）介護相談員派遣等事業は、介護相談員が介護サービスの現場を訪問して、利用者からの相談に応じ、介護等に係る疑問や不満、不安を解消することにより、①利用者の尊厳保持、②事業者のサービス向上とともに、③虐待・身体拘束の未然抑止・早期発見、さらには、④生活様式や身体の変化が訪れる年齢層の活動の場の提供等に寄与する有益な事業であると考えており、厚生労働省においては、本事業に関するホームページを開設している。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114158.html>)

未実施の市町村においては、本事業の実施について検討をお願いします。都道府県においては、管内の未実施市町村に対する助言に努めていただくようお願いする。

（※2）公益社団法人日本社会福祉士会及び日本弁護士連合会では、両者が連携して虐待対応専門職チームの活

動に取り組まれており、対応困難事例等について市町村へ有効なサポートを提供しているので、高齢者権利擁護等推進事業の「弁護士、司法書士、社会福祉等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口の設置」、「市町村職員の研修」、「ネットワーク構築等支援のアドバイザー配置」等の連携先を検討する際の参考にされたい。

5. 特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について

(1) これまでの経緯

「福祉サービス第三者評価事業」の推進については、平成28年3月の全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議など、これまでも、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の受審率の引上げを目指すため、「前年度以上の受審率」の目標を掲げるとともに、管内の介護施設等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところ。

(参考) 主な高齢者福祉サービスにおける第三者評価事業の受審状況 (平成28年度)

○全国の受審数・受審率と累計

主な施設・サービス種別	平成28年度 受審数	全国施設数	受審率	平成28年度迄の 累計受審数
特別養護老人ホーム	490	7,705	6.36%	5,366
養護老人ホーム	43	954	4.51%	505
軽費老人ホーム	30	2,280	1.32%	389
通所介護	184	23,038	0.80%	2,605
訪問介護	75	35,013	0.21%	1,056

※全国施設数は「平成28年社会福祉施設等調査報告」「平成28年介護サービス施設・事業所調査」の調査対象施設・事業所数

一方、内閣府に設置された規制改革推進会議においては、平成28年9月から平成29年5月までの間、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するなどの観点から、福祉サービスの第三者評価事業の改善方策等について議論が進められ、昨年6月、その議論の結果が規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)として取りまとめられ、次の事項について規制改革を進めていくこととされたところ。

<規制改革実施計画における福祉サービス第三者評価事業に関する事項(抜粋)>

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
4	第三者評価受審促進に向けた具体的な数値目標の設定と支援等の実施	<p>a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。</p> <p>b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。</p>	<p>a:平成29年度検討・結論</p> <p>b:平成29年度措置</p>

5	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	<p>a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。</p> <p>b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。</p> <p>c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。</p>	a,b:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 c:平成30年度措置
6	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<p>a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。</p> <p>b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。(再掲)</p>	a:平成29年度措置、義務化は平成30年度から実施 b:平成30年度措置
7	第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関(評価調査者)の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論
8	高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する。	措置済み
9	介護事業者向けの手引書等の作成	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活かし方等についてまとめた手引書(書籍)やパンフレットを作成する。	平成29年度措置

(2) 規制改革実施計画への対応

厚生労働省においては、規制改革実施計画の内容を踏まえ、社会福祉法人全国社会福祉協議会等の関係者とも協議の上、今年度中に、別添の対応案のとおり、「福祉サービス第三者評価に関する指針」(平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の一部改正を行うとともに、受審目標の設定の方法等の留意事項について、新たに通知することを予定している。

各都道府県におかれては、御了知いただくとともに、本事業がよりサービスの質の向上と利用者の選択に資するよう、事業の推進に努めていただくようお願いする。

なお、指針の改正通知等については、今年度内を目途に発出予定である。

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の一部改正について（案）

1. 改正の背景

- 福祉サービスの第三者評価事業については、着実に実施されてきているところであるが、少子高齢化や国民の福祉ニーズの高度化・多様化を踏まえ、福祉サービス利用者が増加の一途を辿る中で、本事業の更なる推進を図っていくことが必要である。
- 他方、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、
 - ・ 受審促進に向けた数値目標の設定等
 - ・ 受審に係るインセンティブの強化
 - ・ 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化
 - ・ 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進
 といった規制改革に取り組むべきことが指摘されている。
- これらを踏まえ、評価の質の向上を図りつつ、一層の受審促進が図られるよう、指針の一部改正を行うもの。

2. 改正のポイント

規制改革会議からの指摘事項	改正内容
受審促進に向けた数値目標の設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県推進組織は、受審目標を設定及び公表。 ○ 都道府県推進組織は、実施状況を評価。
受審に係るインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受審事業所から提出を求める書類については、既存資料の活用等により、その負担を軽減。
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者評価事業の目的に、利用者の適切なサービス選択に資するものであることを明記。
第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者評価機関の認証は更新制であることの明確化。 ○ 更新時研修及びそのモデルカリキュラムを創設。 ○ 直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は上記研修を必ず受講。

＜参考＞高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項（別途通知）（案）

規制改革会議からの指摘事項	改正内容								
受審促進に向けた数値目標の設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全体の数値目標に加え、サービス区分ごとの数値目標を設定。ただし、当面は、サービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、一部のサービス区分で数値目標を設定することも差し支えない。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 養護老人ホーム</td> <td style="padding: 2px;">5 通所サービス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 特別養護老人ホーム</td> <td style="padding: 2px;">6 短期入所生活介護</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 軽養老人ホーム</td> <td style="padding: 2px;">7 小規模多機能型居宅介護</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4 訪問サービス</td> <td style="padding: 2px;">8 複合型サービス</td> </tr> </table> ○ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、先ずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込む。 ○ 数値目標の水準は、「前年度以上の受審率」を踏まえたものとし、かつ、福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直しの影響を加味したものとする。 	1 養護老人ホーム	5 通所サービス	2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護	3 軽養老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護	4 訪問サービス	8 複合型サービス
1 養護老人ホーム	5 通所サービス								
2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護								
3 軽養老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護								
4 訪問サービス	8 複合型サービス								
受審に係るインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も教示した上で本制度を推奨、その他都道府県の実情に応じた取組を進める。 ○ 介護事業者が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等の軽減が可能とされていることについて、着実な実施とその周知を行う。 ○ 介護サービス情報公表システムについて、平成30年度のシステム改修により、「第三者評価の受審状況」に関する項目をよりわかりやすく表示し、事業者の同意に基づき、評価結果の一部を掲載する予定。 								
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険事業所の運営基準に関する通知を改正することにより、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 訪問介護（介護予防訪問介護）、通所介護（介護予防通所介護）、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型施設）、介護老人福祉施設 </div> 								

6. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日介護保険部会）及び「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成29年12月18日介護給付費分科会）において、介護保険制度の持続可能性の観点から、制度の改正について明記されたところである。

具体的には、利用者が適切な貸与価格で福祉用具を選択する観点から、

- ・ 国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設定する
- ・ 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示する

等といった取組を平成30年10月（複数商品の提示等は同年4月）から実施することとしている。

本年度においても、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会、福祉用具関係団体等と連携を図りながら、貸与価格の全国的な状況を把握するための仕組みの構築など、必要な検討や取組を進めてきたところであるが、今般の改正内容が適切かつ円滑に実施されるよう、下記について、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくようお願いする。

① 介護給付費明細書への商品コードの記載

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「貸与価格の全国的な状況の把握について」（平成29年8月25日老高発0825第1号）及び「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成29年10月19日老高発1019第1号・老老発1019第1号）でお知らせしたとおり、平成29年10月貸与分（11月請求分）から、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしたところである。

平成29年9月30日時点の商品コードについては、「介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて」（平成29年10月19日事務連絡）でお知らせしたところであるが、平成30年度以降に貸与される新商品（現在、暫定的なコードを使用している商品（※）を含む。）についても同様に、介護給付費明細書へ商品コードの記載が必要となる。

このため、当該商品を取扱う福祉用具の製造事業者又は輸入事業者においてT A I Sコードを取得する場合は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ等を

確認の上、必要な手続を行っていただくようお願いする。なお、T A I Sコードは現在も随時受付を行っている。

また、T A I Sコードを取得しない場合は、福祉用具届出コードの取得が必要となるため、平成 30 年度予算（案）において所要の経費を計上し、本年 4 月から福祉用具届出コードの受付を行うことを予定しており、具体的な取得の手続等については別途お知らせする。

なお、本年 4 月以降は、いずれのコードについても、原則、毎月 10 日までに受け付けた申請は、翌月 1 日に付与・公表することを予定している。

（※）介護給付費明細書に記載する暫定的なコードの使用については、平成 30 年 5 月貸与分（6 月請求分）までを予定している。

② 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定

平成 29 年 9 月 30 日までに商品コードを取得した商品については、本年 7 月を目途に、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を公表することを予定している（貸与件数が月平均 100 件未満の商品を除く。）。

公表した貸与価格の上限については、平成 30 年 10 月貸与分（11 月請求分）から適用することとする。

また、平成 31 年度以降、新商品（平成 29 年 10 月以降に商品コードを取得した商品を含む。）については、3 か月に 1 度の頻度で全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定を行うほか、公表された全国平均貸与価格及び設定された上限については、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行うこととしている。

ただし、これらの取組については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

③ 機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、平成 30 年 4 月以降、福祉用具専門相談員においては、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示するほか、利用者に交付する福祉用具貸与計画書について、ケアマネジャーにも交付することとしている。また、平成 30 年 10 月からは、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格も利用者に説明することとしている。

これら複数商品の提示等に当たっては、本年度の老人保健健康増進等事業において、一般社団法人福祉用具専門相談員協会が必要な説明様式を作成し、当該説明様式については、「一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が主催する説明会・研修の協力について（福祉用具の見直し関係）」（平成 29 年 9 月 28 日事務連絡）でお知らせしたところであり、適切かつ円滑な実施に向けて、御活用いただくようお願いする。

(2) 住宅改修の見直しについて

住宅改修については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日介護保険部会）において、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として、その給付のあり方が明記されたところである。

具体的には、工事価格の設定が住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題があることから、

- ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す
- ・ 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャーが利用者に説明する
- ・ 建築の専門職や福祉の専門職が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開するといった取組を進めることとしている。

厚生労働省においては、本年度、一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する老人保健健康増進等事業を活用し、実際の取組事例の把握・整理等を行っており、当該取組事例については、別途見積書類の様式と併せてお知らせするので、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

II 介護保険制度の持続可能性の確保

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

- 福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。
- この福祉用具については、価格の設定に当たっては、通常、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれているが、価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。
- このような状況を踏まえ、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。
- また、利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。
- さらに、福祉用具貸与は保険料や公費を原資としていることを踏まえ、適切な貸与価格を確保するため、貸与価格については、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。
具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。その際、離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認めることとするのが適当である。
- また、これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。
- このほか、価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、福祉用具の貸与価格について、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきとの意見があった一方で、事務コストとの兼ね合いもあり、その必要性を疑問視する意見があった。
また、福祉用具については、利用者の負担増や公定価格の設定等をすべきとの意見や将来的に給付の対象について議論すべきという意見もあったが、現行制度の維持を求める意見があった。
さらに、福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要との意見があった。

介護保険制度の見直しに関する意見(抄)
(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)

福祉用具貸与の見直し

見直しの方向性

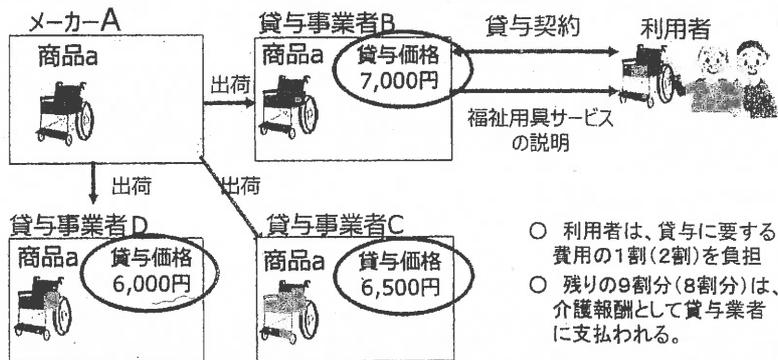
徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。

【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に依じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

*福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



- 利用者は、貸与に要する費用の1割(2割)を負担
- 残りの9割分(8割分)は、介護報酬として貸与業者に支払われる。

見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

Ⅱ 平成30年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応

4. 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

(1) 評価の適正化・重点化

① 福祉用具貸与の価格の上限設定等

【福祉用具貸与】

現行の貸与商品については、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定が適用されるが、平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。

公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。

全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。

なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

② 機能や価格帯の異なる複数の福祉用具の提示等

【福祉用具貸与】

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。

- ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること
- ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること
- ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること

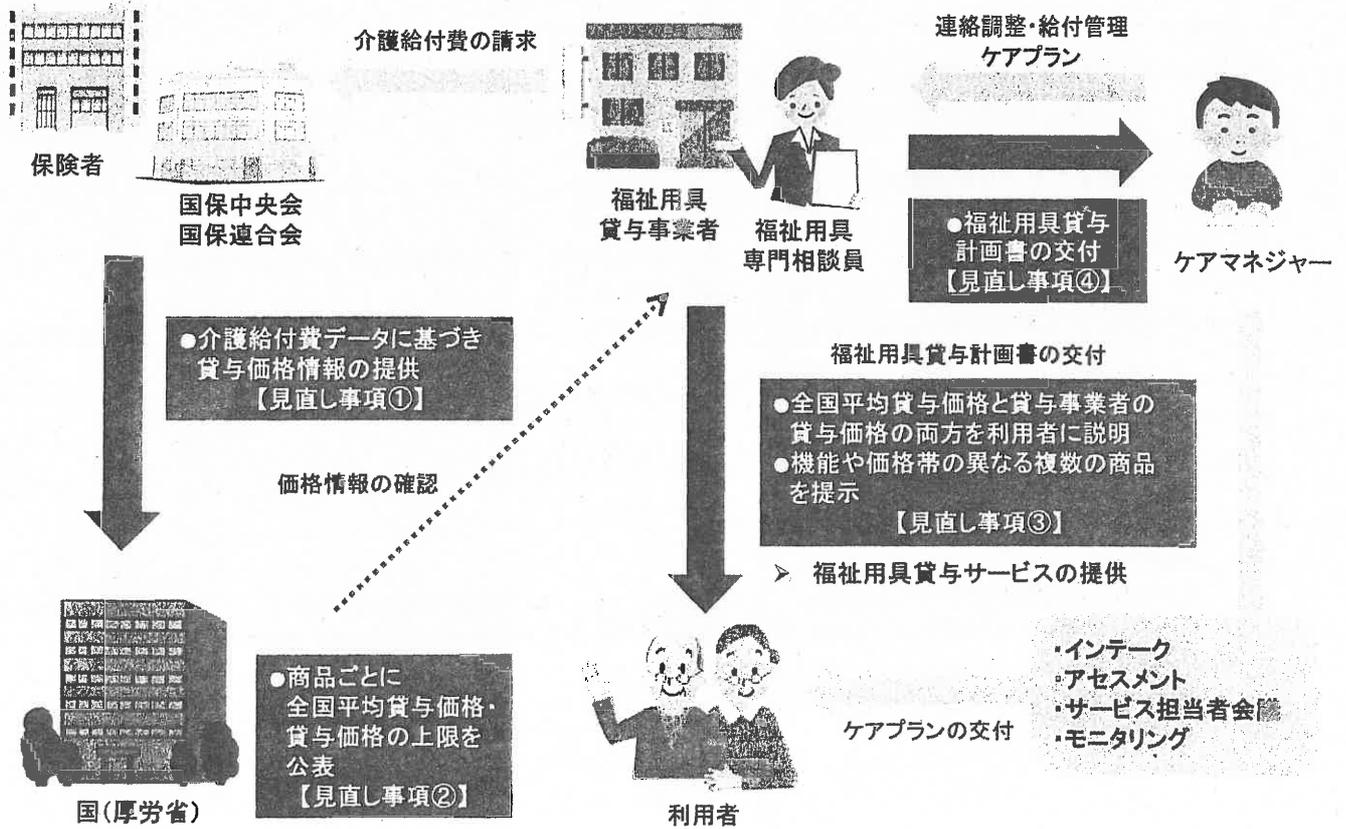
Ⅳ-① 福祉用具貸与の価格の上限設定等

- 福祉用具貸与について、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う(平成30年10月)。
- 福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける。

福祉用具貸与

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。また、詳細について、以下の取扱いとする。
 - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を上限とする。
 - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
 - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
 - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。
- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
 - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
 - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
 - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

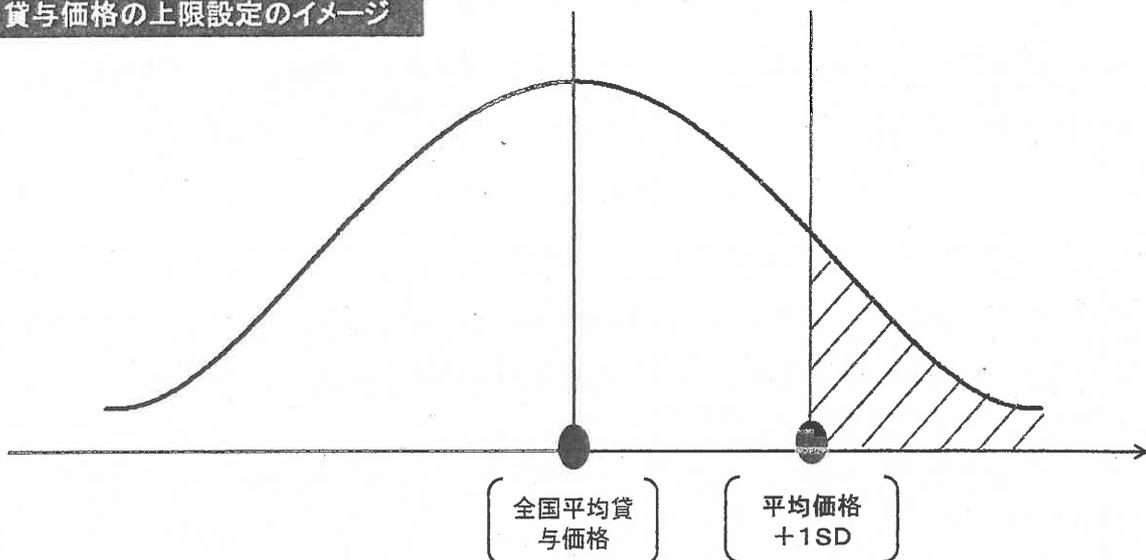
福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）



福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
 - 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。
- ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

貸与価格の上限設定のイメージ



【全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)】

※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは、交通費に相当する額を別途加算

※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【住宅改修】

- 住宅改修は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、高齢者の自立を支援する役割を担っているが、価格の設定は住宅改修を行う事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。
- このような状況を踏まえ、住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、以下の取り組みを進めるのが適当である。
 - ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す。
 - ・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明する。
- また、建築の専門職や理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を、国が広く紹介することを通じて、これらの取り組みを全国的に広げていくことが適当である。
- このほか、住宅改修事業者の登録制度の導入を求める意見があった一方で、市町村の判断に委ねるべきとの意見があった。また、複数事業者からの見積りについて一律に義務を課すことは事務負担が過大であるとの意見があった。利用者負担については、所得や資産に応じた限度額設定や利用者の負担増を求める意見があった一方で、現行制度維持を求める意見があった。

住宅改修の見直し

見直しの方向性

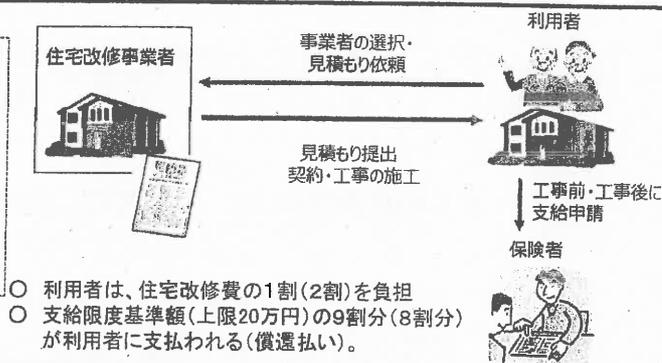
住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。

住宅改修の仕組み

- 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類(理由書や見積書類)を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成後、保険者の確認を受ける。

- 工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキがある。

* 住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など



見直し内容

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、利用者に対する説明を促進
- 建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開

7. 介護ロボットの推進について

(1) 介護ロボットの開発・普及の促進について

介護ロボットについては、要介護高齢者の増加など介護ニーズが増大していく中で、高齢者の生活の質の維持・向上や介護者の負担軽減に資する観点から、その活用が期待されている。

昨年6月に閣議決定された「未来投資戦略 2017」では、介護分野において講ずべき施策として、「ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上」が明記されたところである。

これらを踏まえ、昨年10月には、経済産業省と共に「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改訂し、重点的に開発等の支援を行う分野（①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援）の拡充（下線部分）を行ったところであり、平成30年度以降、新たな開発や実用化に向けた取組を進めることとしている。

また、平成30年度介護報酬改定においては、特別養護老人ホーム等において、見守り機器を導入した場合、一定の業務効率化等が確認できたことから、これを評価することとしている。

厚生労働省においては、介護ロボットの開発と普及の好循環を実現できるよう、今後とも必要な取組を進めていくこととしている。

(2) 介護ロボット関係事業について

平成30年度予算（案）においては、介護現場のニーズを介護ロボットの開発内容に反映させるほか、効果的な介護技術を構築するなど、各段階で必要な支援を行うため、「介護ロボット開発等加速化事業」を実施することとしている。

また、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）で実施する「介護ロボット導入支援事業」については、補助額等の見直しを行うこととしている。

具体的な事業概要については、以下のとおりである。

- ① 介護ロボット開発等加速化事業 <平成30年度予算（案）3.7億円>
介護ロボット等の開発・普及について、介護現場と開発企業の協議を通じ、着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

(ア) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置事業

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について介護現場と開発企業が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属する事業機関を公募の上、介護現場、開発企業、関係機関による協議会を構成するものである。

平成30年度予算(案)においては、提案から開発までを牽引できる人材として「プロジェクトコーディネーター」を育成・配置するほか、全国規模で協議会を設置(各都道府県内に1つの協議会を設置)することを予定している。

(イ) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボット等の開発が促進されるよう、試作機器等について、専門職が専門的なアドバイスを行うアドバイス支援、介護現場で実証を行うモニター調査を実施するほか、フォーラム等を通じて成果の普及啓発を行うことにより、介護ロボット等の実用化を促す環境を整備する。

(ウ) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属し、介護現場や開発企業と連携して取り組むことができる事業機関を公募の上、介護ロボットの導入から実証までを総合的に支援する。

② 介護ロボット導入支援事業

介護ロボットの普及促進策として、平成27年度から地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)で実施する事業の一つに本事業を設け、介護施設等に対する介護ロボットの導入費用の助成を行っている。

平成30年度においては、補助額について、現行の1機器あたり10万円から30万円(60万円未満のものは価格に2分の1を乗じた額が上限)に増額することとしている。

また、対象範囲についても、コミュニケーション(高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器)及び介護業務支援

(ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器)を新たに追加することとしている。

その具体的な取扱いについては、事務連絡で別途お知らせするので、各都道府県におかれては、あらかじめ御了知いただくとともに、本事業の積極的な実施をお願いします。

(3) 平成30年度介護報酬改定(介護ロボットの活用の促進)について

特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設けることとしている。

具体的には、特別養護老人ホーム又は短期入所生活介護において、

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数について、最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること
- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること
- ・ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること

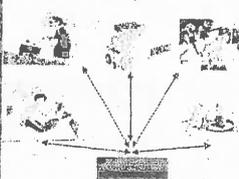
を要件として、夜勤職員配置加算の算定を可能とすることとしている。

⑤ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

- ・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。
- ・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽(けん)引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。加えて、生活支援ロボットの安全性に関する規格であるISO13482と海外制度との連携を進めるための評価・試験データ取得等を支援し、ロボット介護機器のスムーズな海外市場展開を図る。

ロボット介護機器の開発重点分野の改訂（平成29年10月）

※赤字文字が改訂(追加)分野

<p>移乗支援</p> <p>○装着</p>  <p>・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器</p> <p>○非装着</p>  <p>・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器</p>	<p>移動支援</p> <p>○屋外</p>  <p>・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器</p> <p>○屋内</p>  <p>・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器</p> <p>○装着</p>  <p>・高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器</p>	<p>排泄支援</p> <p>○排泄物処理</p>  <p>・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ</p> <p>○トイレ誘導</p>  <p>・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器</p> <p>○動作支援</p>  <p>・ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器</p>	<p>見守り・コミュニケーション</p> <p>○施設</p>  <p>・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p> <p>○在宅</p>  <p>・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p> <p>○生活支援</p>  <p>・高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器</p>	<p>入浴支援</p>  <p>・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器</p> <p>介護業務支援</p>  <p>・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器</p>
---	---	---	--	--

介護ロボット開発等加速化事業

○ 平成30年度予算(案)
3.7億円

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

① ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

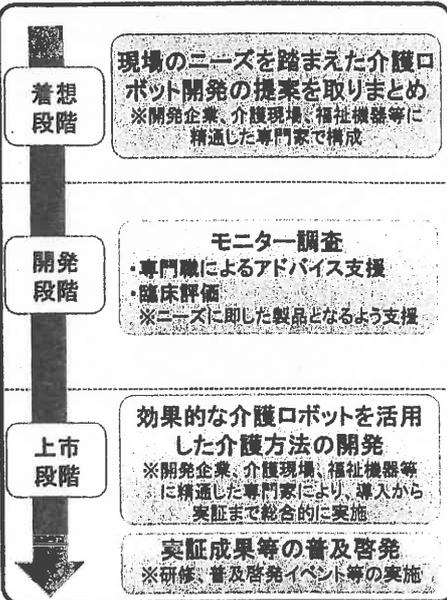
開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。



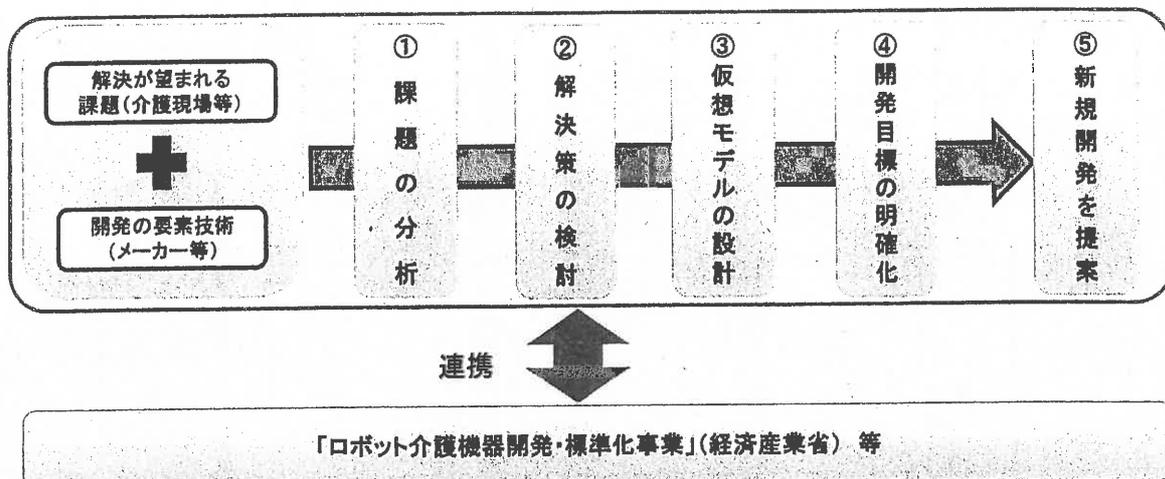
ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

○ 平成30年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.7億円)の内数

○ 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

- ※ 協議会では、現場のニーズを共有するほか、既存の介護システムの課題分析、解決策の検討を行い、介護現場で効果的に活用される機器の開発に向けた検討を行う。
- ※ 協議会で取りまとめられた提案は、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(経済産業省)等と連携を図り、現場のニーズを踏まえた開発に結び付くようにする。

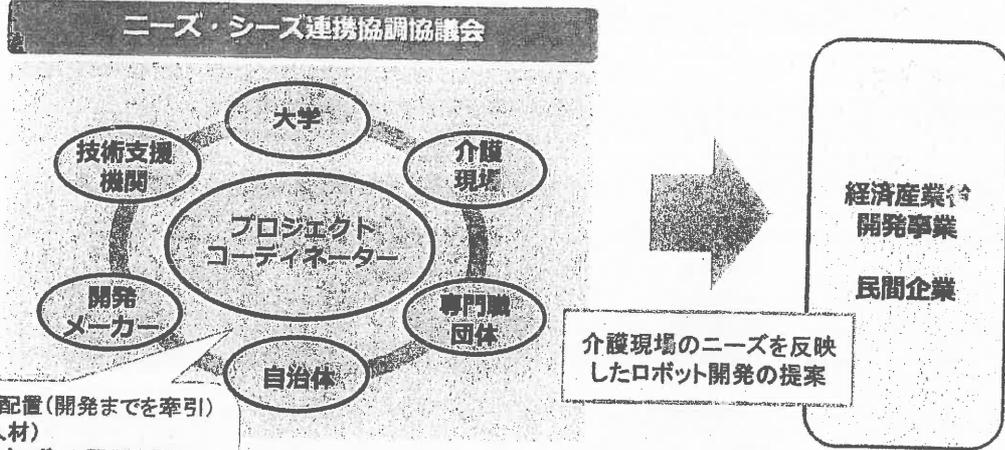
ニーズ・シーズ連携協調のための協議会



(参考)プロジェクトコーディネーターの位置付け

- 平成28年度から、開発企業や介護現場等が協議し、介護現場のニーズを反映したロボット開発の提案内容を取りまとめる「ニーズ・シーズ連携協調協議会」を実施
- 本提案内容が経済産業省の開発事業や民間企業の開発等に結び付けられるよう、提案から開発までを牽引する「プロジェクトコーディネーター」を新たに育成・配置

プロジェクトコーディネーターの位置付け



■新たに育成・配置(開発までを牽引)
(想定される人材)
介護現場及びロボット開発に関して
十分な知見や経験を有する者
・福祉関係専門職(作業療法士等)
・工学・機械関係専門職 等

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

○平成30年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.7億円)
の内数

【具体的な取り組み内容(平成30年度)】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や
開発等に関する相談
窓口を開設

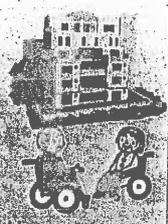
- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所
等をリストアップし、開発の状態
に応じて開発側へつなぐ。

- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等
について、協力できる施設・事業
所等を中心にモニター調査を行う。

- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットに
ついて必要な知識が得られる
よう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修 等



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催 等

介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

○平成30年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.7億円)
の内数

1. 概要

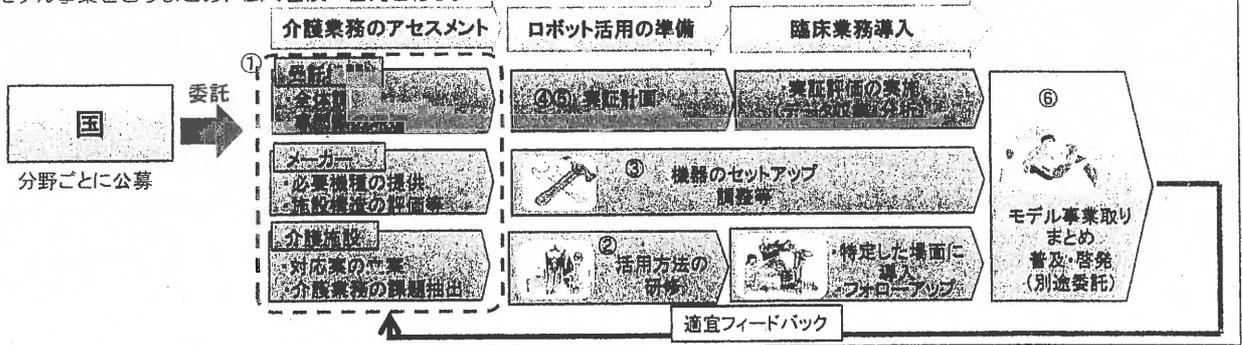
- 介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
- そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

2. 事業内容

- 介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設(介護施設)に派遣。
- 対象機器は、開発重点分野を基に選定し、5カ所実施。
- 公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

3. 事業の流れ

- ①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
- ②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
- ③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
- ④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
- ⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
- ⑥モデル事業をとりまとめ、広く普及・啓発を行う。



介護ロボット導入支援事業【地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)】

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
- 都道府県が提出された計画内容を判断

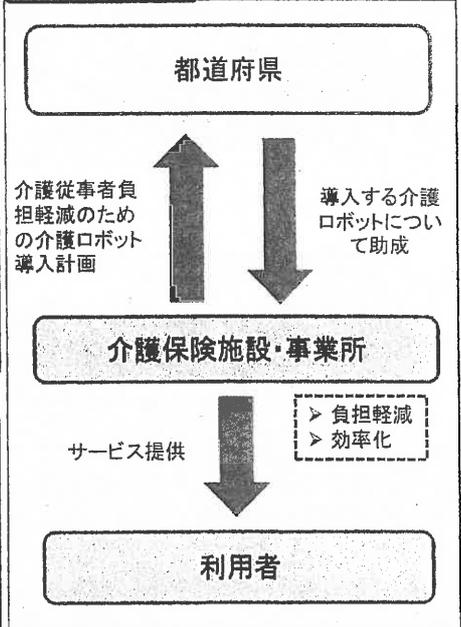
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
<記載内容>
 >達成すべき目標 >導入すべき機種 >期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- 補助額**
1機器につき補助額10万円(30万円)。ただし20万円(60万円)未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- 一回当たりの限度台数**
・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- 介護ロボット導入計画との関係**
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



※下線部は平成30年度から拡充予定

Ⅲ-② 介護ロボットの活用の促進

社保審一介護給付費分科会
資料抜粋(平成30年1月26日)

- 特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設ける。

介護老人福祉施設、短期入所生活介護

- 夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について見直しを行う。

現行の夜勤職員配置加算の要件

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数：
夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること。

見守り機器を導入した場合の 夜勤職員配置加算の要件

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数：
夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること。
- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。
- ・ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

振興課

5 生活援助中心型の担い手の拡大等訪問介護の見直しについて

(1) 自立支援・重度化防止に資するサービスの推進・評価【平成30年度介護報酬改定関係】

今回の介護報酬改定では、訪問介護については、自立支援・重度化防止に資するサービスを推進・評価する観点から、限られた財源の中で、身体介護に重点を置いたメリハリを付けた改定を行ったものである。

これにより、要介護者の在宅生活を支える食事介助、入浴介助、排泄介助等を更に評価するとともに、在宅の要介護者が必要なサポートを受けながら、できる限り日常生活を自立して送っていただけるよう配慮したものである。

具体的には、身体介護に重点を置いて報酬を引き上げるとともに、外部のリハビリ専門職と連携した取り組みを評価したり、自立支援に資するような見守り援助を身体介護として評価できるよう明確にしたところである。

いずれにしても、訪問介護は、利用者の状態に応じ、身体介護と生活援助を適切に組み合わせる提供することが重要である。

訪問介護における自立支援・重度化防止に資するサービスの推進・評価

① 身体介護・生活援助の報酬にメリハリ

	現行	改定後
身体介護中心型		●
20分未満	165単位	⇒ 165単位
20分以上30分未満	245単位	⇒ 248単位
30分以上1時間未満	388単位	⇒ 394単位
1時間以上1時間30分未満	564単位	⇒ 575単位
以降30分を増すごとに算定	80単位	⇒ 83単位
生活援助加算	67単位	⇒ 66単位
生活援助中心型		
20分以上45分未満	183単位	⇒ 181単位
45分以上	225単位	⇒ 223単位

② 生活機能向上連携加算の見直し

- 生活機能向上連携加算(I) 100単位/月(新設:理学療法士等の自宅訪問は不要)
- 生活機能向上連携加算(II) 200単位/月(現行の生活機能向上連携加算(100単位)の充実)
 - ⇒ 連携対象として、リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師を追加
 - ⇒ (I)は以下の取組を定期的(原則3月毎)に行うことを評価(初回のみ算定)
 - ・理学療法士等(範囲は(II)と同じ)からの助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)すること
 - ・なお、当該理学療法士等は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと

③ 「自立生活支援のための見守り的援助」の明確化

- ⇒ 訪問介護の自立支援の機能を高める観点から、身体介護と生活援助の内容を規定している通知(老計第10号(訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について))について、身体介護として行われる「自立生活支援のための見守り的援助」を明確化する。

④ 訪問回数が多い利用者への対応(H30.10施行)

- ⇒ 利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。
- ⇒ 地域ケア会議の機能として、届け出られたケアプランの検証を位置付け、市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行うこととする。また市町村は、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。

自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価



(2) 生活援助中心型の担い手の拡大【30年度介護報酬改定関係】

介護事業所における更なる人材確保の必要性に対応するため、昨年12月18日の社会保障審議会介護給付費分科会で取りまとめられた「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」において、訪問介護における生活援助中心型については、人材が不足する中で、必要な訪問介護を確保するために人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、生活援助中心型のサービスに従事するために必要な知識等に対応した研修（以下「生活援助従事者研修」という。）を新設することとしたところである。

このため、新たに生活援助従事者研修の課程について、介護職員初任者研修のカリキュラムも参考に、観察の視点や認知症高齢者に関する知識の習得を重点として創設（資料〔カリキュラム（案）〕）することとしたところであるが、詳細なカリキュラム等を規定する関連通知については、今月中に発出することとしているのでご了解願いたい。

また、生活援助従事者研修の実施に必要な手続き等については、介護職員初任者研修の実施に必要な手続き等と同様とすることから、生活援助従事者研修に係る実施要綱の作成や事業者指定等の事務について準備いただくようお願いする。

なお、生活援助従事者研修の事業者指定に当たり、既に、介護職員初任者研修の事業者として指定されている事業者については、厚生労働省令第22条の29に基づき、介護職員初任者研修の事業者指定の手続き時に都道府県に提出した書類について、10日以内に、変更内容を明記した書類を提出することにより、生活援助従事者研修を実施できることとし、新たな指定は不要であることから、事業者の指定に当たってはご留意願いたい。

併せて、地域医療介護総合確保基金において、介護従事者の確保に関する事業のうち「介護未経験者に対する研修支援事業」として、介護職員が生活援助従事者研修を受講する際の経費に対する支援や、「介護に関する入門的研修の実施、生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業」として、事業者がこれらの事業に取り組む際に必要となる経費に対する支援を盛り込むこととしており、各都道府県におかれては、当該基金を活用し、生活援助従事者研修の受講支援や、生活援助中心型のサービスに従事しようとする者に対する就労支援について推進していただきたい。

生活援助従事者研修課程(案)について

区分	科目	時間数	備考
講義及び演習	職務の理解	2	研修修了者が行う職務の範囲及び緊急時の対応について理解するために必要な内容を含めること。 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
	介護における尊厳の保持・自立支援	6	介護職が、利用者の尊厳と自立を支える専門職であることを自覚し、介護・福祉サービスを提供するに当たっての基本的視点等を理解することを目的とすること。
	介護の基本	4	利用者の介護に当たり、介護職としての倫理及び生じるリスクを十分に理解した上で介護を行うことの必要性を理解することを目的とすること。
	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3	介護保険制度や障害者福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目標、サービス利用の流れ及び各専門職の役割と責務について、その概要を理解することを目的とすること。
	介護におけるコミュニケーション技術	6	サービス提供の際に必要な観察、記録及び報告を含めたチームでのコミュニケーションの方法を理解することを目的とすること。
	老化と認知症の理解	9	加齢・老化に伴う心身の変化及び疾病並びに認知症の利用者を支援する際の基本的な視点を理解することを目的とすること。
	障害の理解	3	障害の概念及び国際生活機能分類並びに障害者福祉の基本的な考え方について理解することを目的とすること。
	こころとからだのしくみと生活支援技術	24	介護技術の根拠となる人体の構造及び機能に関する知識を習得し、生活援助が中心である指定訪問介護の安全な提供方法等を理解することを目的とするとともに、その習得状況を確認すること。
	振り返り	2	必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
合計		59	

(注) 上記とは別に、筆記試験による修了評価(30分程度)を実施すること。

(注) 各科目については、講義と演習を一体で実施すること。

特に「こころとからだのしくみと生活支援技術」においては、移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。

老人保健課

6. 介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の実施について

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、社会保障審議会介護給付費分科会での議論を踏まえ、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点などから、一定の経過措置期間を設けた上で、廃止することとなった。

本事業は、これを踏まえ、加算の新規取得や、より上位の区分の取得に向けた支援を行うものである。

なお、本事業については、「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の実施に係る所要見込み額調の実施について（依頼）」（平成30年2月1日付老老発0201第1号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）で、各都道府県・指定都市あてに事業の実施にかかる協議を依頼しているところであり、本事業の実施について、積極的な検討をお願いしたい。

- 事業内容

介護施設・事業所における介護職員処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けて、専門的な相談員（社会保険労務士など）を介護施設・事業所に派遣し、個別の助言・指導等を行い、加算の取得を支援する。

- ・平成30年度予算（案）：2.2億円（（目）介護保険事業費補助金）
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・補助率：10/10

（事業例）

- a. 社会保険労務士など労務関係の専門的知識を有する者に委託し、当該社会保険労務士などが直接、加算未届事業所などを訪問し、加算の取得等にかかる助言・指導・各種書類の作成補助を行う。
- b. 各事業所が加算を取得するにあたり、専門的な相談員（社会保険労務士など）へ相談をした際に生じる相談料に対し、補助金を交付する。

介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業

新規

平成30年度予算(案) : 2.2億円 ((目) 介護保険事業費補助金)
 実施主体 : 都道府県・指定都市
 補助率 : 10/10

事業趣旨

介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、介護給付費分科会において、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点などを踏まえ、廃止するが、その際、一定の経過措置期間を設け、介護サービス事業所に対して、その旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする旨の報告書がとりまとめられたところである。
 本事業は、これを踏まえ、加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けた支援を行うものである。

事業内容

介護職員処遇改善加算について、加算未届事業所及び加算(Ⅳ)・(Ⅴ)取得事業所に対して、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、専門的な相談員(社会保険労務士など)を介護施設・事業所に派遣し、個別の助言・指導等を行い、加算の取得を支援する。

実施事例

○ 事業例 1 (自治体が委託費として実施する場合の例)

社会保険労務士など労務関係の専門的知識を有する者に委託し、当該社会保険労務士などが直接、加算未届事業所などを訪問し、加算の取得等にかかる助言・指導・各種書類の作成補助を行う。

○ 事業例 2 (自治体が補助金として実施する場合の例)

各事業所が加算を取得するにあたり、専門的な相談員(社会保険労務士など)へ相談をした際に生じる相談料に対し、補助金を交付する。

介護職員処遇改善加算の見直し

概要

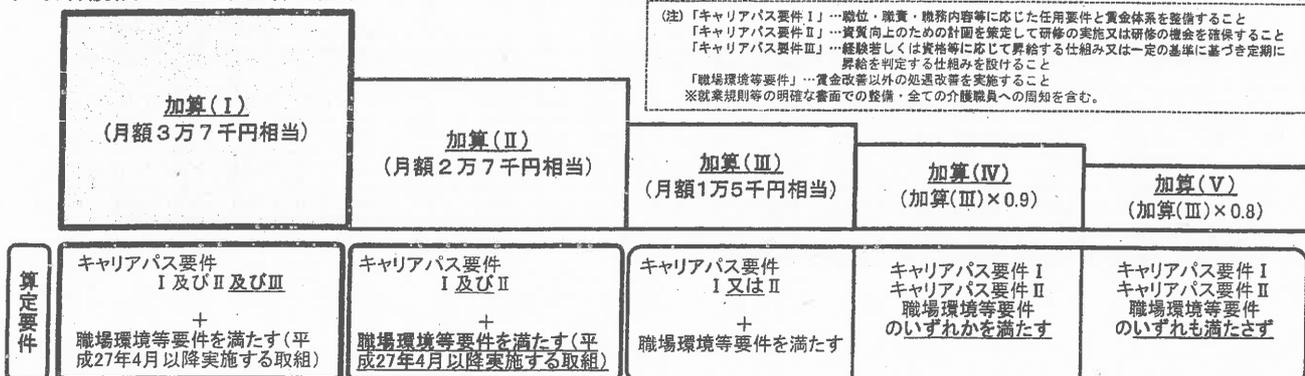
- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点などを踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、別に厚生労働大臣が定める期日(※)までの間に限り算定することとする。

※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(参考)介護職員処遇改善加算の区分



介護職員処遇改善加算の請求事業所数（平成29年11月審査分）

請求事業所数	加算取得あり												加算取得なし		計 (IV+V+未取得)		
	総計		(I)		(II)		(III)		(IV)		(V)		未請求事業所数	未取得率	事業所数	割合	
	加算請求事業所数	取得率	加算請求事業所数	取得率	加算請求事業所数	取得率	加算請求事業所数	取得率	加算請求事業所数	取得率	加算請求事業所数	取得率					
全 国	198,798	179,896	90.5%	132,529	66.7%	25,889	13.0%	18,306	9.2%	1,520	0.8%	1,652	0.8%	18,902	9.5%	22,074	11.1%
北 海 道	9,454	8,482	89.7%	6,248	66.1%	1,318	13.9%	832	8.8%	54	0.6%	30	0.3%	972	10.3%	1056	11.2%
青 森	2,657	2,419	91.0%	1,699	63.9%	433	16.3%	247	9.3%	27	1.0%	13	0.5%	238	9.0%	278	10.5%
岩 手	2,609	2,404	92.1%	1,536	58.9%	564	21.6%	276	10.6%	11	0.4%	17	0.7%	205	7.9%	233	8.9%
宮 城	3,678	3,364	91.5%	2,465	67.0%	558	15.2%	290	7.9%	32	0.9%	19	0.5%	314	8.5%	365	9.9%
秋 田	2,292	2,156	94.1%	1,544	67.4%	410	17.9%	165	7.2%	21	0.9%	16	0.7%	136	5.9%	173	7.5%
山 形	2,062	1,911	92.7%	1,390	67.4%	294	14.3%	171	8.3%	10	0.5%	46	2.2%	151	7.3%	207	10.0%
福 島	3,071	2,799	91.1%	2,089	68.0%	408	13.3%	281	9.2%	9	0.3%	12	0.4%	272	8.9%	293	9.5%
茨 城	4,249	3,759	88.5%	2,738	64.4%	482	11.3%	430	10.1%	45	1.1%	64	1.5%	490	11.5%	599	14.1%
栃 木	3,163	2,794	88.3%	1,897	60.0%	499	15.8%	337	10.7%	22	0.7%	39	1.2%	369	11.7%	430	13.6%
群 馬	3,469	3,136	90.4%	1,989	57.3%	497	14.3%	599	17.3%	25	0.7%	26	0.7%	333	9.6%	384	11.1%
埼 玉	8,439	7,655	90.7%	5,992	71.0%	958	11.4%	592	7.0%	60	0.7%	53	0.6%	784	9.3%	897	10.6%
千 葉	7,305	6,623	90.7%	5,269	72.1%	772	10.6%	499	6.8%	34	0.5%	49	0.7%	682	9.3%	765	10.5%
東 京	12,478	11,303	90.6%	8,953	71.8%	1,289	10.3%	944	7.6%	60	0.5%	57	0.5%	1,175	9.4%	1292	10.4%
神 奈 川	9,660	8,966	92.8%	7,296	75.5%	1,096	11.3%	523	5.4%	29	0.3%	22	0.2%	694	7.2%	745	7.7%
新 潟	4,078	3,880	95.1%	2,807	68.8%	498	12.2%	523	12.8%	32	0.8%	20	0.5%	198	4.9%	250	6.1%
富 山	2,042	1,893	92.7%	1,541	75.5%	161	7.9%	168	8.2%	0	0.0%	23	1.1%	149	7.3%	172	8.4%
石 川	2,006	1,880	93.7%	1,663	82.9%	126	6.3%	83	4.1%	6	0.3%	2	0.1%	126	6.3%	134	6.7%
福 井	1,564	1,442	92.2%	1,170	74.8%	126	8.1%	110	7.0%	22	1.4%	14	0.9%	122	7.8%	158	10.1%
山 梨	1,411	1,211	85.8%	827	58.6%	212	15.0%	120	8.5%	44	3.1%	8	0.6%	200	14.2%	252	17.9%
長 野	3,660	3,307	90.4%	2,408	65.8%	503	13.7%	339	9.3%	28	0.8%	29	0.8%	353	9.6%	410	11.2%
岐 阜	2,832	2,420	85.5%	1,909	67.4%	257	9.1%	197	7.0%	19	0.7%	38	1.3%	412	14.5%	469	16.6%
静 岡	5,652	5,060	89.5%	3,699	65.4%	712	12.6%	592	10.5%	32	0.6%	25	0.4%	592	10.5%	649	11.5%
愛 知	9,043	8,123	89.8%	6,541	72.3%	916	10.1%	558	6.2%	54	0.6%	54	0.6%	920	10.2%	1028	11.4%
三 重	3,434	3,005	87.5%	2,196	63.9%	350	10.2%	338	9.8%	42	1.2%	79	2.3%	429	12.5%	550	16.0%
滋 賀	2,154	2,028	94.2%	1,509	70.1%	287	13.3%	193	9.0%	31	1.4%	8	0.4%	126	5.8%	165	7.7%
京 都	3,754	3,533	94.1%	2,828	75.3%	450	12.0%	219	5.8%	20	0.5%	16	0.4%	221	5.9%	257	6.8%
大 阪	15,496	13,977	90.2%	10,456	67.5%	1,973	12.7%	1,356	8.8%	97	0.6%	95	0.6%	1,519	9.8%	1711	11.0%
兵 庫	9,740	8,916	91.5%	6,817	70.0%	1,287	13.2%	741	7.6%	38	0.4%	33	0.3%	824	8.5%	895	9.2%
奈 良	2,199	1,985	90.3%	1,583	72.0%	208	9.5%	172	7.8%	19	0.9%	3	0.1%	214	9.7%	236	10.7%
和 歌 山	2,624	2,386	90.9%	1,586	60.4%	358	13.6%	403	15.4%	18	0.7%	21	0.8%	238	9.1%	277	10.6%
鳥 取	1,218	1,063	87.3%	786	64.5%	123	10.1%	136	11.2%	9	0.7%	9	0.7%	155	12.7%	173	14.2%
島 根	1,813	1,715	94.6%	1,242	68.5%	281	15.5%	171	9.4%	13	0.7%	8	0.4%	98	5.4%	119	6.6%
岡 山	4,139	3,697	89.3%	2,547	61.5%	693	16.7%	421	10.2%	17	0.4%	19	0.5%	442	10.7%	478	11.5%
広 島	5,484	5,016	91.5%	3,520	64.2%	879	16.0%	526	9.6%	30	0.5%	61	1.1%	468	8.5%	559	10.2%
山 口	2,924	2,522	86.3%	1,703	58.2%	344	11.8%	295	10.1%	96	3.3%	84	2.9%	402	13.7%	582	19.9%
徳 島	1,491	1,320	88.5%	1,004	67.3%	127	8.5%	154	10.3%	17	1.1%	18	1.2%	171	11.5%	206	13.8%
香 川	1,798	1,624	90.3%	1,194	66.4%	260	14.5%	130	7.2%	4	0.2%	36	2.0%	174	9.7%	214	11.9%
愛 媛	3,006	2,748	91.4%	1,905	63.4%	444	14.8%	280	9.3%	35	1.2%	84	2.8%	258	8.6%	377	12.5%
高 知	1,373	1,162	84.6%	695	50.6%	240	17.5%	194	14.1%	15	1.1%	18	1.3%	211	15.4%	244	17.8%
福 岡	9,212	8,284	89.9%	5,957	64.7%	1,327	14.4%	816	8.9%	62	0.7%	122	1.3%	928	10.1%	1112	12.1%
佐 賀	2,059	1,836	89.2%	1,274	61.9%	252	12.2%	248	12.0%	27	1.3%	35	1.7%	223	10.8%	285	13.8%
長 崎	3,275	2,923	89.3%	1,932	59.0%	439	13.4%	457	14.0%	75	2.3%	20	0.6%	352	10.7%	447	13.6%
熊 本	4,033	3,600	89.3%	2,290	56.8%	600	14.9%	662	16.4%	28	0.7%	20	0.5%	433	10.7%	481	11.9%
大 分	2,298	2,033	88.5%	1,213	52.8%	489	21.3%	283	12.3%	21	0.9%	27	1.2%	265	11.5%	313	13.6%
宮 崎	2,611	2,295	87.9%	1,236	47.3%	419	16.0%	491	18.8%	71	2.7%	78	3.0%	316	12.1%	465	17.8%
鹿 児 島	3,798	3,458	91.0%	2,287	60.2%	601	15.8%	452	11.9%	52	1.4%	66	1.7%	340	9.0%	458	12.1%
沖 縄	1,991	1,783	89.6%	1,099	55.2%	369	18.5%	292	14.7%	7	0.4%	16	0.8%	208	10.4%	231	11.6%

※1 厚生労働省「介護給付費等実態調査」の平成29年11月審査分（10月サービス提供分）の特別集計により算出

※2 請求事業所数は、介護職員処遇改善加算の対象となる介護サービスの請求事業所数である。



本日の会議をインターネットでご覧いただけます!

厚生労働省 老健局 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

平成30年3月6日(火)開催

医療福祉 eチャンネル **無料動画配信**

3月20日(火)より随時配信予定

<http://www.ch774.com>

医療福祉 eチャンネル



※詳しくは <http://www.ch774.com>
「厚生労働省情報」をご覧ください

一般向け
厚生労働省情報
情報BOX

クリック!

医療福祉eチャンネルは、医療・保健・福祉に携わる方へ向けて
最新の専門情報を発信。自治体や医療機関・福祉施設の皆様にご
支持いただいております。

お申込み・お問い合わせ

インターネット動画配信

医療福祉 eチャンネル

<http://www.ch774.com>



メールでのお問い合わせ
info@iryofukushi.com



お電話でのお問い合わせ
0120-870-774 (前9:00~後5:00 土・日・祝を除く)

